

第2回 大阪市男女共同参画審議会 専門調査部会 会議要旨

- 1、日 時：平成28年2月16日（火曜日）9時30分から11時30分
 - 2、会 場：大阪市役所 4階 市民局第1～3会議室
 - 3、出席者：《審議会委員》
川口委員、滋野委員、渋谷委員、多賀委員、友田委員（五十音順）
《大阪市》
男女共同参画課長、女性活躍促進担当課長、男女共同参画課担当係長
-
- 4、議 題：
 - (1) 新たな基本計画の策定についての答申に向けた検討について
 - ・構成について
 - ・現状と課題について
 - ・計画の策定にあたって
 - (2) その他
-
- 5、議事要旨
 - (1) 新たな基本計画の策定についての答申に向けた検討について
 - 前回部会からの検討事項について説明（事務局）
 - ・ 大阪市女性の活躍促進アクションプランに記載の「大阪市役所における女性職員のデータ」と「内閣府で公表されている数値」の違いについて、
 - ・ 待機児童の他都市比較
 - ・ 地域の女性の関わり方、地域で女性や男性が具体的な活動な状況
 - ・ 性暴力などのデータについて、
 - ・ H I V、性感染症への取組みについて、大阪市の感染状況についての資料を載せており、若者層、市民に向けての啓発パンフレットを添付している。
 - ・ 国際交流の関係の資料で、姉妹都市、友好都市の一覧表を載せている
 - 答申の骨格案の「構成」について説明
 - 現状と課題について説明
-
- 前回部会からの検討事項について**
- 《大阪市の女性管理職の割合について》**
- 【委員からの意見】**
- ・ 大阪市の女性管理職の割合は、首都圏より、なぜ少し割合が低いのか。
 - ・ 一般行政事務職だけとそれ以外の職員を含む場合では、かなり女性職員の割合が違うのか。看護師など職種の影響を受けているのか。
- 【大阪市の説明】**
- ・ 自治体によって一般行政職以外（研究職や看護職、保育士等）の職員を構成により差

が出てくるので、単純な比較は難しい。

- ・ 大阪市では、病院は、独立行政法人になっており、看護職はほとんど含まないが、他都市のなかには、市立病院が組織の中に入っているところであれば、数字が変わってくることも考えられる。

《女性に対する暴力について》

【委員からの意見】

- ・ 性暴力は、人権侵害の最たる行為であり、男女共同参画において対等に生きることを妨げる大きな問題点だ。今回資料に出てきた性犯罪に関するデータは、警察に届け出る人の数値であり、表に出てこない被害者も多い。また、最近では、男性の被害届も出てきているということなので、被害者の生のデータがあれば大阪市がどんな取り組みをするか役に立つ。
- ・ 内閣府の調査では、性犯罪被害について、自己申告制で回答しており、警察が把握していないところも見ることができる。大阪市でもそのような調査はしているか。

【大阪市の説明】

- ・ 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」のような調査は大阪市では行っていない。

《地域活動について》

【委員からの意見】

- ・ 地域活動のところで、男性優遇と感じる理由と女性優遇と感じる理由のところで面白いなと思ったのが、男性優遇と感じる理由が、男性がものを言うとか役員になる、という慣例であり、一方、女性優遇と感じる理由は、男性は責任のある立場を引き受けざるを得ない場合がある、というところである。何かの方法で男性も女性も均等に役職につく方が、多くの人にとて望ましい。

現状と課題について

《性的マイノリティの人たちの人権尊重について》

【委員からの意見】

- ・ 性的マイノリティの人達の人権尊重について、どこに位置づけるのか。この現状と課題の資料の中には記載されていなくても、最終の答申案の中で明確に書かれると考えてよいか。
- ・ 性的マイノリティの人のことが書かれていない。これはジェンダーとともに関連していて、男女共同参画としては重要な課題である。多様性としての視点を持って安全に安心して、その人達が個として認められながら生きしていくことをどのようにしていくのかは重要ではないかと思う。

【大阪市の説明】

- ・ 2 (3) 「さまざまな困難を抱えた女性、高齢者・障がいのある人、外国人等」の中に含まれるということで取り扱っていきたい。国第4次男女共同参画計画において

ても、性的指向や性同一性障がいに加え女性であることで、複合的に困難な状態におかれている人々への対応という形で書かれている。

- 最終の答申案のなかで記載する必要については、認識している。

《男性相談について》

【委員からの意見】

- 男性相談に関する事項をどこかに入れてはどうか。国の第4次計画になって記載がほとんど見られなくなっている。暴力の被害については、圧倒的に女性被害者が多いため女性の被害者に焦点があたっているが、一方で、ごく一部のDVの男性被害者は相談する場がない。また、加害者で悔いて止めたいのだけれども相談するところがない。そういう人に対応していくということは全体的に見れば女性に対する暴力の防止や女性の被害者への取組みにつながると思う。

【大阪市の説明】

- 大阪市では、男性の悩み相談を実施しており、男性の被害者や、止めたいのだけれどどうしたらいいのかという加害者の立場からの相談もあり、重要な事業と認識している。「女性に対する暴力をめぐる状況」になるのか、記載する場所も検討して、明記していきたい。

《女性に対する暴力について》

【委員からの意見】

- 「女性に対する暴力」という表題になっているが、「女性に」と限定するのではなく、DV、暴力はだめだというところを検討してもいいのか。
- 「女性に対する暴力」の表現について、暴力に対して女性に限定せず書いていくとかなり幅が広くなり、男女共同参画としてみていく暴力が、曖昧になってしまふ。「女性に対する暴力をめぐる」ということなので、女性が安全であるということは男性にとっても安全になっていくということでとらえることができると思う。
- DVの男性加害者の相談に関してもここに入れられると思っており、アメリカなどではDV加害者は、加害者になった時点で必ず暴力をなくしていくためのトレーニングを受けることを法律で定められている。もしかして、大阪市のオリジナリティとして掲げていくことも出来るのかなと思う。加害者の暴力をなくしていくことが、男女共に安全で平和で平等な関係作りをしていくという意味では、大事な方針ではないかなと思う。「女性に対する」と明文化した方がいい。
- 質の違いや圧倒的な数の違いを否定する気はないが、LGBTの方のなかには、今回の女性活躍推進法の名称に過敏になられているかたもいる。なぜ今、男女ということを全面に出すのか、ということに不満を感じている方もいらっしゃるとも聞く。少しでもそういったことへの配慮も必要である。
- プランのタイトルなどになじむ言い方ではないかもしれないが、もう少し学術的に言えば、ジェンダー化されている暴力、ということではないかと思う。男性も暴力の被害にあっているから男女は関係ないということではなく、今の社会のジェンダ

一のあり方という構造の中で女性の被害が多かったり、その背景に男女の経済格差や男性優位の価値観があって、逆に男性の被害者が見えにくいというのも、男は強いかからなぐられるはずがないとかそれは恥ずかしいとか、ジェンダー構造やジェンダー規範ということがあると思う。L G B Tの課題がおちてしまうというのも男女を二分する社会のあり方からというところからきていると思うので。

《困難を抱える女性への支援》

【委員からの意見】

- 障がいに関しては、障がいのあるこどもを養育している人達への子育て支援や、または、社会の認知などは、すごく低く、障がいのある子どもは、親が見るのが当然という慣習的なものがあって、経済的な支援は充分でない。また、こども達が将来、様々な障がいを抱えながら社会の中でどう生きるのかということは、模索していくかなければならない。そういうことまで視点に入れた障がいを持つ親への支援と、それから障がい持った人のキャリア支援、ライフ支援といったことも、大阪市ならではのものを出してもらったらといいなと思う。

《キャリア形成支援》

【委員からの意見】

- 全国の大卒者の離職率が、3年で3割というところがあるが、大学を出た時点で、最初から非正規雇用であるところの支援というのも何か必要かなと思う。

《ひとり親家庭について》

【委員からの意見】

- ひとり親家庭のところで、母子家庭・父子家庭とも世帯数は減少していることを示すのではなく支援の必要性は依然として高いということを指摘するほうがいい。
- ひとり親家庭に限定しなくてもいい。労働に関するトラブルについての相談体制の推進、周知が重要である。

《防災・減災について》

【委員の意見】

- 防災の課題のところで、「平常時から女性が防災の主要な担い手として」という表現は、どういう意味か。防災において、女性とか男性というかというのはなくて、男性も女性も一緒に活動していくことが重要であり、それを「女性が」と記載すると誤解があると思う。むしろ緊急時や災害時のニーズや要望に男女差があるという問題を精査していくことが重要であり、必要に応じた臨機応変な対応という認識の共有が大事で、「女性も」などの表現がよい。

【大阪市の説明】

- 「女性が防災の主要な担い手」と言うと、主要な担い手は「女性」だけがなるのかと思われる所以、「男性も女性も」ということが分かるようにしたい。

《主要な担い手》

【委員からの意見】

- 防災の「主要な担い手」の「主要な」という言葉なのであるが、地域における男女共同参画の推進においても「地域活動において、女性が主要な担い手として活動していくための」と出てきて、「主要な」の意味が分かりにくい。

【大阪市の説明】

- 意思決定や議論の過程にも参画し、自らも活動するという言葉に表現しなければならない。もう少し表現を検討する。

《女性の活躍促進について》

【委員からの意見】

- 女性の活躍推進に関連して、マタニティ・ハラスメントの記載がない。4人に一人ぐらいは経験されているという結果もあるなかで、少子化と共に重要であって、対策として何らかの記載が必要だ。
- マタニティ・ハラスメントの課題については、2 (2) 「生涯を通じた健康保持・男女の特性に応じた健康支援」に明確に記載するということでしょうか。それとも、一つの取組みとして今後記載するということか。書き方についてこだわりはないが、重要な問題だと考えている。

《デートDVや性感染症の問題について》

【委員からの意見】

- デートDVや性感染症の問題で、若い人、10代についての被害が問題になっており、取組みが重要だと書いているが、大阪市で義務教育の段階で、性感染症やDVにどのように取り組まれているのかという実態や今後の取組みの方向性についてうかがいたい。
- 海外の先進国では小学校からしているのですけど、日本では性教育に対する偏見もあって、学校で性教育をするべきかどうかという点についても反対もあって、あまり広がらない。非常に重要な一つとして考えており、性感染症のことについては、是非取り組むように審議してくださいといふことも言われている。
- たぶん実態としては教育現場ではしていないと思う。企画して進めていく中で、「寝た子を起こすな」とか、そういうことを言って怖がらせる必要はないとか、セックスするような子達はそんなにいないから授業をする必要はそんなにないのではないかとかといった議論が出ているということもあって企画を進める前に止められることが多い、と聞いている。
- すべての小学校でこういう教育をするような強制力はないのか
- 養護教諭も教育学部とか、健康のことをあまり学んでいない人達が多いので、看護学も知識を持っている人達というのは、すごく重宝されているのですが、まだまだそういう人は少ない。結局、養護教育ができないという現状があるとは思う。

【大阪市からの説明】

- 学校内でどう取り組んでいるのか確認する。学校以外の取組みとして「H I Vの若者向けのパンフレット」の配布や、また、デートDVについては、クレオ大阪でも学校への出前セミナーやDVDの作成、それから成人の日の集いでのにチラシの配布等に取組んでいる。
- 本当のこども達の実態から考えると、そういうことは早い段階で教えておかなければならないこともあると思う。
- 前回の部会で女性の暴力をなくす取組として養護教諭に何かアプローチしてはどうかという意見もあった。どのように取り組めばいいのか検討していく。

(2) その他

大阪府のプランの素案について説明。

- 女性活躍推進法における推進計画は、雇用の場面における女性の活躍、女性の登用、意識啓発、キャリア形成、と幅広い計画になっていますので、大阪市においても、大阪府の同様に、全体を推進法に基づく推進計画という位置づけにしていく。